



第100回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月26日(水曜日)午前10時
受付開始時刻は午前9時を予定しております。

場所

東京都江東区有明二丁目1番6号
東京ガーデンシアター

決議事項

会社提案	第1号議案 取締役13名選任の件
------	------------------

株主提案	第2号議案～第11号議案
------	--------------

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後5時20分まで

東京電力ホールディングス株式会社

証券コード：9501

東京電力グループ経営理念

Mission (使命)

安心で快適なくらしのため エネルギーの未来を切り拓く

私たち東京電力グループは、
福島への責任を果たすことを第一に、
エネルギーが持つその先の可能性を追求し、
お客さま一人ひとりの期待を超える価値をお届けします

Vision (将来像)

「カーボンニュートラル」や
「防災」を軸とした価値創造により
安全で持続可能な社会の担い手として
信頼され選ばれ続ける
企業グループを目指します

Values (価値基準)

- 安全最優先
- 責任の貫徹
- お客さまのために
- 変革への挑戦

株主のみなさまへ

株主のみなさま、立地地域のみなさまをはじめ、さまざまなステークホルダーのみなさまには、当社グループの経営に対し多大なるご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当社グループの最大の使命は、福島への責任の貫徹です。昨年4月に開始した第五次追補等を踏まえた追加賠償につきましては、「最後のお一人まで賠償貫徹」の考えのもと、個別のご事情を丁寧にお伺いしながら、迅速かつ確実に賠償を行ってまいります。また、昨年8月にALPS処理水の海洋放出を開始しましたが、引き続き漁業関係者や地域のみなさまのご懸念やご不安にしっかりと向き合い、信頼関係を築いてまいり所存です。新たな局面を迎える廃炉作業においては、燃料デブリ取り出し工法評価小委員会からの提言などを踏まえたエンジニアリングを実施し、取り出し工法の具体化に取り組んでまいります。今後も地域や社会のみなさまからの信頼の回復を最優先に、賠償、復興、廃炉の着実な進展に向けてグループ一丸となって全力で取り組んでまいります。

エネルギーの安定供給の重要性がますます高まるとともに、カーボンニュートラルや持続可能な社会の実現が求められるなか、供給面においては経済性を備えた柏崎

刈羽原子力発電所の再稼働に向けた取り組みを誠実にすすめてまいります。同発電所につきましては、昨年12月に核燃料物質の移動を禁止する命令が解除されておりますが、安全性の追求に終わりはないとの考えのもと、引き続き発電所の安全性の向上と核物質防護の強化に取り組んでまいります。需要面においても、これまで培ってきたエネルギーソリューションの強みを活用して地産地消の分散型再生可能エネルギーの導入や電化・蓄電池等の設備サービス事業を確立し、カーボンニュートラルとお客さまの快適な生活の両立をめざしてまいります。

当年度につきましても、配当に関しましては株主のみなさまのご期待に沿うことができない状況にありますが、福島事業の進展に向けて的確に対応するとともに、安定供給とカーボンニュートラルの両立に向けて新たな事業領域への挑戦をすすめ、企業価値の向上に努めてまいります。今後とも当社グループの経営に対し何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



取締役会長

小林喜光

代表執行役社長

小早川智明

証券コード：9501
2024年6月6日

株主各位

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
取締役会長 小林 喜光

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

① 当社ウェブサイト

<https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>



② 株式会社東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名（東京電力ホールディングス）又は証券コード（9501）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご覧いただき、2024年6月25日（火曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合

6ページの「電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時

2 場 所 東京都江東区有明二丁目1番6号 東京ガーデンシアター

3 会議の目的事項

報告事項 2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 **会社提案** 第1号議案 **第1号議案** 取締役13名選任の件
株主提案 第2号議案から第11号議案 **<株主提案（第2号議案から第9号議案まで）>**
第2号議案 定款一部変更の件（1）
第3号議案 定款一部変更の件（2）
第4号議案 定款一部変更の件（3）
第5号議案 定款一部変更の件（4）
第6号議案 定款一部変更の件（5）
第7号議案 定款一部変更の件（6）
第8号議案 定款一部変更の件（7）
第9号議案 定款一部変更の件（8）
<株主提案（第10号議案及び第11号議案）>
第10号議案 定款一部変更の件（9）
第11号議案 定款一部変更の件（10）

上記各号議案の内容等は、後記の株主総会参考書類に記載してあります。

4 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は電磁的方法による行使を、電磁的方法により複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主のご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

以上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権の行使を委任できる代理人は、当社が代理権を証明する書面の提出を受けた、議決権を有する株主さま1名に限らせていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイト及び株式会社東京証券取引所ウェブサイトでお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

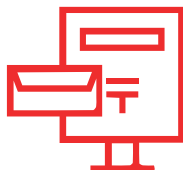
当日ご出席されない場合

電磁的方法(インターネット等)
による議決権の行使



6ページをご覧ください

書面による
議決権の行使



7ページをご覧ください

当日ご出席される場合

株主総会へのご出席
による議決権の行使



行使期限

事前の議決権行使について

2024年6月25日(火曜日)午後5時20分まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご案内

株式会社 ICJ が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

株主総会開催日時

**2024年
6月26日(水曜日)
午前10時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使

当社指定の議決権行使サイトにアクセスのうえ、画面の案内に従って行使期限までに議決権をご行使ください。ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る場合

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなくログインいただけます。



！ ご注意事項

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を、インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

インターネットの利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますのでご了承ください。また、アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いしております。

ログインID・仮パスワードを入力する場合

議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>



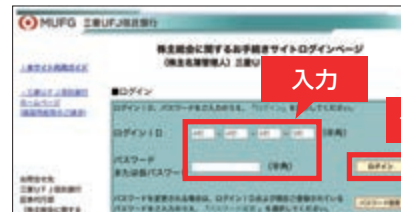
1

「次の画面へ」をクリック



2

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



3

「ログイン」をクリック

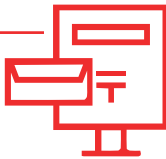
以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027

(受付時間 午前9時~午後9時、通話料無料)

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議案には、「**会社提案**」と「**株主からのご提案**」があります。

議決権行使書

東京電力ホールディングス株式会社 御中

行使できる議決権の数
2024年6月 日 _____ 個

私は、2024年6月26日開催の東京電力ホールディングス株式会社第100回定時株主総会（継続会又は延会の場合を含む。）における各議案の原案に対し、下記（○印で表示）のとおり、議決権を行使します。

会社提案	第1号議案	株主からのご提案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案
	賛（但し を除く） 否		賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
			否	否	否	否	否	否	否	否	否	否

（ご注意）株主からのご提案につきましては、当社取締役会は反対しております。第2号議案以下につき、株主のご提案に賛成の場合は「賛」に、反対の場合は「否」に○印でご表示願います。なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主のご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

東京電力ホールディングス株式会社

「会社提案」の記入方法

第1号議案

全員賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

全員反対の場合：「**否**」の欄に○印

一部の候補者に反対の場合：

「**賛**」の欄に○印のうえ、反対する候補者について、「第100回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載の候補者番号をご記入ください。

「株主からのご提案」の記入方法

第2号議案～第11号議案

賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

反対の場合：「**否**」の欄に○印

「株主からのご提案」につきましては、当社取締役会は、いずれの議案にも反対しております。

！ ご注意事項

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主からのご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

株主総会のライブ配信のご案内

本総会の模様をインターネットにてライブ配信いたします。詳細につきましては、同封の「株主総会のライブ配信のご案内」の内容をご確認ください。

配信日時

2024年6月26日(水曜日)午前10時から株主総会終了時刻まで

1 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

URL

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

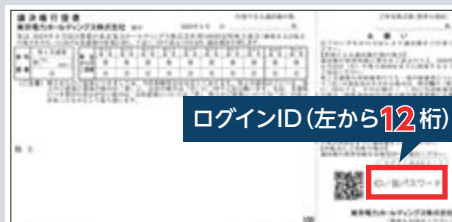


2 ログイン画面にてEngagement Portal用のログインIDとパスワードを入力し、**利用規約**をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

ログインID (計12桁)

0006 + 株主番号 (8桁)

※Engagement Portal用のログインIDは、議決権行使書用紙の「お願い」に記載されているログインIDの左から12桁の数字です。本総会当日まで大切に保管ください。



パスワード (計11桁)

2024年3月31日時点の株主名簿ご登録住所の郵便番号 (7桁) + **2024**

※同封の議決権行使書用紙の「お願い」に記載されている仮パスワードとは異なります。
※ログインID、パスワードの入力にハイフン (－) は不要です。

3 ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、ライブ視聴等に関する利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃からアクセス可能となります。

! ご注意事項

ライブ配信で本総会をご視聴いただく場合、会社法上の株主総会への「出席」とはなりませんので、質問や議決権の行使、動議の提出はできません。書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願いいたします。

ご使用の端末（機種、性能等）やインターネット環境等により映像や音声に不具合が生じる場合もございますのでご了承ください。また、アクセスに際して発生する通信料金等の費用は株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

配信データの撮影、録画、録音、保存及び二次利用（SNS等による公開）等、並びにログインID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。

やむを得ない事情によりライブ配信を実施できなくなる場合がございます。

株主総会参考書類

会社提案 (第1号議案)

第1号議案 取締役13名選任の件

取締役全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたしますので、指名委員会の決定に基づき、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	
1	小林喜光	再任 社外 独立	取締役会長 指名★ 監査 報酬
2	大八木成男	再任 社外 独立	取締役 指名 報酬★
3	大西正一郎	再任 社外 独立	取締役 指名 監査
4	新川麻	再任 社外 独立	取締役 指名 報酬
5	大川順子	再任 社外 独立	取締役 監査 報酬
6	永田高士	再任 社外 独立	取締役 監査
7	小早川智明	再任	取締役 指名 代表執行役社長（業務全般 原子力改革特別タスクフォース長 核物質防護モニタリング室、新経営理念プロジェクト本部事務局、浜通り廃炉産業プロジェクト室、立地地域室担当）
8	山口裕之	再任	取締役 代表執行役副社長（業務全般 最高財務責任者兼ESG担当 企画室（収支・財務領域）、ESG推進室、経理室担当）
9	酒井大輔	再任	取締役 代表執行役副社長（業務全般 経営企画担当（共同） 企画室、系統広域連系推進室、グループ事業管理室、JERA管理室担当）
10	児島力	再任	取締役 執行役副社長（最高イノベーション責任者兼事業再構築・アライアンス担当兼ビジネスディベロップメント室長 投資統括室、海外事業室担当）
11	福田俊彦	再任	取締役 執行役副社長（原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長）
12	吉野栄洋	再任	取締役 指名 執行役（会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同））
13	守谷誠二	再任	取締役 監査★

社外 社外取締役候補者
独立 独立役員候補者：株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者。当社は、各氏を同取引所に対し、独立役員として届け出ております。
指名 指名委員 **監査** 監査委員 **報酬** 報酬委員 ★ 委員長

(ご参考) 当社のコーポレート・ガバナンス体制

- 指名委員会等設置会社制度を採用し、執行と監督を分離
- 社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置
- 取締役会はジェンダーや専門知識、バックグラウンドの異なる多様な人材で構成

	人数	比率
社外取締役候補者	6名/13名	46%
独立役員候補者	6名/13名	46%

取締役会出席状況	当社が取締役候補者に特に期待する分野							
	企業経営	エネルギー	技術	財務会計	法律	ESG	国際的経営	営業・マーケティング
19/19回 (100%)	●	●	●			●	●	
19/19回 (100%)	●					●	●	●
18/19回 (95%)	●				●			
19/19回 (100%)		●			●			
15/15回 (100%)	●					●		●
15/15回 (100%)	●	●	●	●				
19/19回 (100%)	●	●	●					●
18/19回 (95%)		●		●		●		
15/15回 (100%)	●	●	●					
19/19回 (100%)				●			●	●
19/19回 (100%)		●	●					
19/19回 (100%)		●						
19/19回 (100%)	●	●		●		●		

(注) 上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

候補者番号

1

こ ばやし よし みつ
小林 喜 光

(1946年11月18日生)

再任

社外

独立

所有する当社普通株式の数
在任年数21,600株
3年

略歴及び地位

2007年 4月	株式会社三菱ケミカルホールディングス（現三菱ケミカルグループ株式会社。以下同じ）代表取締役社長
2007年 4月	三菱化学株式会社（現三菱ケミカル株式会社。以下同じ）代表取締役社長
2012年 4月	三菱化学株式会社取締役会長（2017年 3月まで）
2012年 6月	当社取締役（2015年 3月まで）
2015年 4月	株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役会長
2015年 4月	公益社団法人経済同友会代表幹事（2019年 4月まで）
2015年 6月	株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長
2017年10月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構運営委員（2021年 5月まで）
2021年 6月	株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役（2022年 6月まで）
2021年 6月	当社取締役会長（現在にいたる）

取締役会等への出席状況

取締役会	19/19回(100%)
指名委員会	6/ 6回(100%)
監査委員会	20/20回(100%)
報酬委員会	6/ 6回(100%)

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

小林喜光氏は、三菱ケミカルグループ株式会社の社長、会長を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、国際的なビジネスに関する豊富な経験を有しており、当該経験を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

重要な兼職の状況

株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役

候補者番号

2

お お や ぎ し げ お
大八木 成 男

(1947年5月17日生)

再任

社外

独立

所有する当社普通株式の数
在任年数10,944株
4年

略歴及び地位

2008年 6月	帝人株式会社代表取締役社長CEO
2010年 6月	帝人株式会社代表取締役社長執行役員CEO
2014年 4月	帝人株式会社取締役会長
2018年 4月	帝人株式会社取締役相談役
2018年 6月	帝人株式会社相談役（2023年 3月まで）
2020年 6月	当社取締役（現在にいたる）

取締役会等への出席状況

取締役会	19/19回(100%)
指名委員会	6/ 6回(100%)
報酬委員会	6/ 6回(100%)

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

大八木成男氏は、帝人株式会社の社長、会長を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、国際的なビジネスに関する豊富な経験を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

重要な兼職の状況

アサヒグループホールディングス株式会社社外監査役

候補者番号 おお にし しょういちろう (1963年9月25日生)

3 大西 正一郎

再任

社外

独立

所有する当社普通株式の数
在任年数

0株
4年



略歴及び地位

1992年4月	弁護士（現在にいたる）
2003年11月	株式会社産業再生機構マネージングディレクター （2007年1月まで）
2007年1月	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役
2017年11月	FCDパートナーズ株式会社代表取締役（現在にいたる）
2020年6月	当社取締役（現在にいたる）
2021年8月	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役共同社長執行役員
2022年4月	フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役共同社長
2022年9月	フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役社長 （現在にいたる）
2024年2月	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役社長執行役員 （現在にいたる）

取締役会等への出席状況

取締役会	18/19回(95%)
指名委員会	6/6回(100%)
監査委員会	20/20回(100%)

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

大西正一郎氏は、フロンティア・マネジメント株式会社やフロンティア・キャピタル株式会社の代表取締役を務めるなど、企業における事業再生に関する幅広い経験と見識を有していることに加え、弁護士として主に法律分野における高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

重要な兼職の状況

フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役社長執行役員
フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役社長
FCDパートナーズ株式会社代表取締役
弁護士

候補者番号 しん かわ あさ (1965年2月17日生)

4 新川 麻

再任

社外

独立

所有する当社普通株式の数
在任年数

0株
3年



略歴及び地位

1991年4月	弁護士（現在にいたる）
2001年1月	西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業） パートナー（現在にいたる）
2019年4月	東京大学大学院法学政治学研究所客員教授（2022年3月まで）
2021年6月	当社取締役（現在にいたる）

取締役会等への出席状況

取締役会	19/19回(100%)
指名委員会	6/6回(100%)
報酬委員会	5/5回(100%)

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

新川麻氏は、弁護士として西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のパートナーを務めるなど、主に法律分野における多様な経験と高い見識を有していることに加え、社外取締役を務め企業経営に多様な経験を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士
任天堂株式会社社外取締役

候補者番号

5

おお

かわ

じゅん

こ

大川 順子

(1954年8月31日生)

再任

社外

独立

所有する当社普通株式の数
在任年数0株
1年

略歴及び地位

2016年4月	日本航空株式会社代表取締役専務執行役員
2018年4月	日本航空株式会社取締役副会長
2018年6月	日本航空株式会社副会長
2019年4月	日本航空株式会社特別理事 (2021年3月まで)
2023年6月	当社取締役 (現在にいたる)

取締役会等への出席状況

取締役会	15/15回(100%)
監査委員会	15/15回(100%)
報酬委員会	5/5回(100%)



重要な兼職の状況

KDDI株式会社社外取締役
朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

大川順子氏は、日本航空株式会社の代表取締役専務執行役員を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、企業再生や、女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進等に関する高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

6

なが

た

たか

し

永田 高士

(1958年2月28日生)

再任

社外

独立

所有する当社普通株式の数
在任年数0株
1年

略歴及び地位

1990年3月	公認会計士 (現在にいたる)
2013年11月	有限責任監査法人トーマツ 包括代表代行
2015年11月	デロイト トーマツ グループ ボード議長
2015年11月	有限責任監査法人トーマツ ボード議長 (2018年5月まで)
2018年6月	デロイト トーマツ グループ CEO (2022年5月まで)
2022年6月	有限責任監査法人トーマツ パートナー (2023年5月まで)
2023年6月	当社取締役 (現在にいたる)

取締役会等への出席状況

取締役会	15/15回(100%)
監査委員会	15/15回(100%)



重要な兼職の状況

公認会計士

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

永田高士氏は、デロイト トーマツ グループのCEOを務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、有限責任監査法人トーマツの包括代表代行を務め公認会計士として主に監査及び会計の分野における多様な経験と高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

7

こばやかわ とも あき
小早川 智 明

(1963年6月29日生)

再任

所有する当社普通株式の数 21,262株

略歴及び地位

1988年4月	当社入社
2014年6月	当社カスタマーサービス・カンパニー法人営業部長
2015年6月	当社常務執行役 (2016年3月まで)
2016年4月	東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長 (2017年6月まで)
2016年6月	当社取締役 (現在にいたる)
2017年6月	当社代表執行役社長 (現在にいたる)

取締役会等への出席状況

取締役会	19/19回(100%)
指名委員会	6/6回(100%)



取締役候補者の選任理由

小早川智明氏は、当社の社長を務めるなど、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

8

やま ぐち ひろ ゆき
山 口 裕 之

(1965年6月5日生)

再任

所有する当社普通株式の数 36,285株

略歴及び地位

1991年4月	当社入社
2017年6月	当社経営企画ユニット経理室長
2020年4月	東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社長
2021年4月	当社常務執行役
2021年4月	東京電力エナジーパートナー株式会社取締役 (現在にいたる)
2021年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役 (現在にいたる)
2022年4月	当社代表執行役副社長 (現在にいたる)
2022年6月	当社取締役 (現在にいたる)

取締役会への出席状況

取締役会	18/19回(95%)
------	--------------



取締役候補者の選任理由

山口裕之氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

9

さ か い だ い す け
酒 井 大 輔

(1969年8月12日生)

再任

所有する当社普通株式の数

2,978株



略歴及び地位

1994年4月	当社入社
2019年4月	東京電力パワーグリッド株式会社経営企画室東電物流株式会社出向 (代表取締役社長)
2021年4月	当社経営企画ユニット企画室長
2022年4月	当社常務執行役
2022年4月	東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長 (現在にいたる)
2023年4月	当社代表執行役副社長 (現在にいたる)
2023年6月	当社取締役 (現在にいたる)

取締役会への出席状況

取締役会 15/15回(100%)

重要な兼職の状況

東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

酒井大輔氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

10

こ じ ま ち から
児 島 力

(1963年10月25日生)

再任

所有する当社普通株式の数

2,451株



略歴及び地位

2019年4月	三菱商事株式会社複合都市開発グループCEOオフィス室長 (2019年11月まで)
2019年12月	当社参与
2020年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役副社長兼常務取締役
2021年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役副社長
2022年4月	当社執行役副社長 (現在にいたる)
2022年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役 (2023年9月まで)
2022年6月	当社取締役 (現在にいたる)

取締役会への出席状況

取締役会 19/19回(100%)

取締役候補者の選任理由

児島力氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、主に国内外の事業開発に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

11

ふく だ とし ひこ
福田 俊彦

(1958年3月14日生)

再任

所有する当社普通株式の数

11,881株



略歴及び地位

1983年4月	当社入社
2011年12月	当社原子力品質・安全部長
2013年6月	当社原子力・立地本部（国際廃炉研究開発機構理事） （2014年8月まで）
2014年8月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構執行役員（2019年3月まで）
2019年4月	当社執行役員福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント （2021年3月まで）
2021年4月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構上席執行役員廃炉戦略企画室長 （2022年3月まで）
2022年4月	当社常務執行役
2022年6月	当社取締役（現在にいたる）
2023年4月	当社執行役副社長（現在にいたる）

取締役会への出席状況

取締役会 19/19回(100%)

取締役候補者の選任理由

福田俊彦氏は、当社の原子力品質・安全部長や原子力損害賠償・廃炉等支援機構の要職を務めるなど、主に原子力発電事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

12

よし の しげ ひろ
吉野 栄洋

(1968年10月16日生)

再任

所有する当社普通株式の数

0株



略歴及び地位

2012年6月	原子力損害賠償支援機構（現原子力損害賠償・廃炉等支援機構）執行役員
2017年7月	経済産業省大臣官房参事官（商務・サービスグループ担当）
2018年7月	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長
2020年6月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長（現在にいたる）
2020年6月	当社執行役（現在にいたる）
2021年6月	当社取締役（現在にいたる）

取締役会等への出席状況

取締役会 19/19回(100%)
指名委員会 6/6回(100%)

取締役候補者の選任理由

吉野栄洋氏は、経済産業省及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構において要職を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

重要な兼職の状況

原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長

候補者番号

13

もり

守 谷

せい

誠 二

(1963年4月21日生)

再任

所有する当社普通株式の数

94,462株

略歴及び地位

1986年4月	当社入社
2013年6月	当社監査委員会業務室長
2016年4月	東京電力フュエル&パワー株式会社常務取締役
2017年6月	当社取締役(現在にいたる)
2017年6月	東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長 (2022年3月まで)
2018年9月	当社代表執行役副社長(2023年3月まで)

取締役会等への出席状況

取締役会	19/19回(100%)
監査委員会	20/20回(100%)



取締役候補者の選任理由

守谷誠二氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、当社監査委員会業務室長を務めるなど、企業監査に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

- (注) 1. 当社は、小林喜光氏、大八木成男氏、大西正一郎氏、新川麻氏、大川順子氏、永田高士氏及び守谷誠二氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しており、本総会において各氏の取締役選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を各取締役及び各執行役との間で締結し、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしており、本総会において各候補者の取締役選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、本総会において各候補者の取締役選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 小林喜光氏が社外取締役を務める株式会社みずほフィナンシャルグループは、2021年2月以降に発生した一連のシステム障害に関し、2021年9月及び同年11月に金融庁から銀行法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、日頃から同社取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、当該事実判明後も、再発防止に向けた対応策等について意見や提言を行っております。

(ご参考)

取締役候補者及び執行役の選任方針と手続

<方針>

当社は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、安全確保と競争下での電力の安定供給をやり抜くという使命のもと、企業価値の最大化の実現に向け、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導するにふさわしい人格、識見、能力を有する人物を、取締役候補者及び執行役として選任することとしています。

また、取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとし、その員数は、定款で定める13名以内の適切な人数とすることとしています。このうち、社外取締役については、「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を考慮して候補者を選任することとしています。

<手続>

会社法に基づき、社外取締役が過半数を占める指名委員会が、株主総会に提出する取締役選解任に関する議案の内容を決定しています。また、執行役の選解任については、指名委員会における審議を行ったうえで、取締役会において決定しています。

社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性に関しては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、独立性があると判断する。

- 1. 当社グループ関係者**
 - ・当社又は当社子会社の出身者
- 2. 主要株主（議決権の10分の1以上を保有する株主をいう。以下同じ）**
 - ・当社の現在の主要株主の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ）
 - ・当社が現在主要株主である会社の業務執行者
- 3. 主要な取引先**
 - ・当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人（※1）の業務執行者
 - ・当社又は当社子会社の主要な取引先である法人（※2）の業務執行者
- 4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）**
 - ・現在、当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
 - ・上記に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者
- 5. 役員相互就任**
 - ・当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員
- 6. 近親者**
 - ・当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族（以下「近親者」という）
 - ・最近3年間に於いて、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人であった者の近親者
 - ・上記2から4の要件に該当する者の近親者。但し、上記2及び3の業務執行者については、取締役、執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし、上記4の社員等については、社員又はパートナーに限るものとする。
- 7. その他**
 - ・当社の一般株主全体との間で上記1から6までにおいて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお、上記のいずれかの事項に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有すると考えられる者については、当社は、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役候補者とするができるものとする。

※1：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社からの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である場合における当該取引先

※2：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社に対する支払額が、当社における年間連結売上高の2%以上である場合における取引先（借入先については、当社又は当社子会社の借入額が、当社における連結総資産の2%以上である場合における当該借入先）

〔各議案の議案内容及び提案の理由は、原文のまま記載しております。〕

株主提案 (第2号議案から第9号議案まで)

第2号議案から第9号議案までは、株主からのご提案によるものであります。
なお、提案株主(191名)の議決権の数は、1,548個であります。

第2号議案 定款一部変更の件(1)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 柏崎刈羽原子力発電所の廃止

第×条 柏崎刈羽原子力発電所を廃止する。

第×条 廃止後は、原子力発電所の廃炉と廃棄物管理のための研究施設とする。

提案の理由

能登半島地震により北陸電力の志賀原発では、燃料プール冷却ポンプが一時停止、水があふれ出し、変圧器の破損で外部電源のうち最も太い2回線が使えなくなる、モニタリングポスト18台が測定不能など、トラブルが続出した。

幸い3.11以来ずっと停止中だったため放射能漏れのような事態には至らなかったが、もし**運転中だったらどうなったか**。多くの家屋が壊れて屋内避難もできず、避難ルートの道路はほとんど寸断されたため、車やバスでの避難もできなかつただろう。

日本では、原発事故は地震や津波がきっかけとなる可能性が高く、**避難は不可能であることが証明された**。

能登半島地震で破壊された断層の端にはなお歪みが残り、東端の佐渡島付近ではM7クラスの大地震と大津波の発生が危惧されている。**もし柏崎刈羽原発が稼働中に起こったら、もし大雪であればどうなるか想像してみよう。避難計画は全く機能しない。**

柏崎刈羽原発はこのまま廃止するしかない。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

会社法では、業務執行に関する事項については、合理的、機動的な事業運営を確保する観点から、取締役会の決定に委ねることを基本としております。ご提案のような業務執行に関する事項は、取締役会において、その時々々の事業環境等の変化に合わせて機動的、柔軟かつ合理的に意思決定を行い対応していくべきものであることから、会社の基本的事項を定める定款に規定することは適当ではないと考えます。

なお、資源の乏しい我が国においては、電力の安定供給やCO₂の排出削減、経済性の観点から、再生可能エネルギーや原子力、火力などの各種電源をバランス良く構成し、最適な電源ポートフォリオを構築する必要があると考えております。特に、原子力発電は、運転時に温室効果ガスの排出がないことに加え、優れた安定供給性と効率性を有するベースロード電源であることから、カーボンニュートラルの実現のために、安全性の確保を大前提として、今後も活用が必要であると考えております。

当社は、低廉で安定的かつCO₂の少ない電気をお客さまにお届けする責務を果たすため、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けて、安全の確保を最優先に、一つひとつの工程を着実にすすめてまいります。

第3号議案 定款一部変更の件(2)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 原子力発電所災害時の避難路及び避難所の確保

第×条 本社は、原子力発電所を持つ事業者として、原子力災害時には周辺住民の安全な避難のための全責任を負う。そのために、災害時の避難路及び避難所を事前に十分に確保する。

第×条 原子力発電所周辺30キロ圏内の道路の道幅確保及び強化、ヘリコプター発着用の敷地確保、住民避難用のバスや救急車を確保する。

第×条 介護施設、病院、養護学校、聾学校、盲学校の利用者の避難を確保する。

第×条 原子力発電所30キロ圏内の住民と避難施設にヨウ素剤を定期配布する。

第×条 避難所の確保は原発立地自治体に任せず、本会社主導で行う。

第×条 避難者を受け入れる自治体との連携を強化し、輸送業者を含めた訓練を年1回以上実施する。

提案の理由

能登半島地震で多くの集落が孤立したのを私たちは連日映像で目にした。志賀原発が稼働していなくて良かった、原発のプールで冷やされている燃料棒が剥き出しになり核爆発を起こさなくて良かったと安堵した人は多かった。本来事故が起きたら**事故を起こした事業者が責任を持って事故処理をし、賠償するのは常識**である。

しかし、原発事故では、避難道路の強化や避難所の確保などを自治体に任せている。自治体の避難訓練はお粗末で実効性がなく、それは福島原発事故でも露呈した。5キロ圏内の住民は避難できるが、5～30キロ圏内は自宅や避難所で屋内退避が原則など、半数の家屋が全壊した珠洲市を見れば机上の空論であることは歴然である。放射能が降り注ぐ中、地震が続く中、家の中で待てというのか。

避難を自治体任せにせず、責任ある事業者として、原発事故の際の避難について全責任を負うべきである。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、柏崎刈羽原子力発電所においては、福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を踏まえ、ハード・ソフトの両面から安全性向上の取り組みを継続しております。

また、当社は2020年に新潟県と締結した「原子力防災に関する協力協定」に基づき、新潟県の原子力防災訓練への参加により協力体制の確認・検証等を継続するとともに、平時から要員や避難支援車両を確保するなど、自治体が策定する避難計画の実効性を高めるための取り組みを行ってまいります。

第4号議案 定款一部変更の件(3)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 福島子どもたちへの保養を支援する基金の創設

第×条 福島第一原子力発電所事故で影響を受けた子どもたちを放射能汚染地域外で保養させるため、基金を創設する。

第×条 保養に取り組む団体および個人への助成・協力をする。

第×条 対象は、2011年3月11日時点で18歳以下であった子どもとする（事故後に生まれた子どもとその保護者を含む）。

第×条 子どもたちや保護者が利用しやすい公共施設を設けるよう国に働きかけ、広報につとめる。

提案の理由

福島原発事故により、我が社は大量の放射能を環境中に放出した。放射能の被害にあい今も被害を受けている人々とりわけ子どもたちの健康は守られているのだろうか？

チェルノブイリでは、事故から38年を経過した現在も国（ベラルーシの場合）が支援して保養が行われている。**安全な食品と環境の中で過ごす保養は、免疫力向上につながる実証されている。**

日本では、事故当初は県外での保養にも県から交通費の援助などが行われたが、その後県内の保養と交流会のみ支援、との政策に変更した。

さらに、福島では2022～23年にかけて、突然避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を国が定めた。セシウム137の半減期は30年。**国は緊急事態宣言を解除していないのに、避難指示のみを解除するのは到底納得できない。**

事故を起こした企業の責務として保養をサポートし、国の未来を担う子どもたちの健康を守る必要がある。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社といたしましては、福島への責任を貫徹するため、福島復興本社を発電所の立地地域である双葉町に移転するなど、地域に密着し、復興に向けた取り組みに全力を注いでまいりました。引き続き、地域のみなさまのご要望を伺いながら、グループ一丸となって復興推進活動に取り組むとともに、生活基盤等の再建に向けた国や自治体の取り組みにも最大限協力してまいります。

第5号議案 定款一部変更の件(4)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 使用済核燃料の輸送中止

第×条 本社は、使用済核燃料の輸送を行わない。

第×条 前条に伴い、リサイクル燃料貯蔵株式会社での使用済核燃料貯蔵計画を中止する。

第×条 これまでに発生した使用済核燃料の安全な貯蔵方式を開発する。

提案の理由

青森県むつ市に我が社が出資して建設した中間貯蔵施設は、再処理工場の稼働を前提として、使用済燃料を30～50年間貯蔵する計画だ。だが六ヶ所再処理工場は既に**26回も完工延期を繰り返**し、**操業開始時期は不明確**だ。

我が社に稼働中原発はなく、使用済核燃料の発生もなく、中間貯蔵施設の必要性もない。

能登半島地震では津波高は4m余だったが、約90キロにわたり海岸線が隆起し、多くの漁港が使用不能になった。

使用済燃料の積込時に地震が発生したら、船が二重船殻構造で輸送容器が頑丈でも座礁、沈没し、輸送容器ごと沈めば回収は困難だ。容器が破損すれば重大な海洋汚染が発生する。柏崎刈羽原発沖はもちろん、青森県沖でも起きる危険性がある。

再処理は危険を冒して行う価値がある事業ではない。事故が起きれば利益を遥かに上回る被害を世界中にもたらす。我が社は使用済燃料の中間貯蔵施設及び再処理工場への輸送を行わず、中間貯蔵も行わない。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、第6次エネルギー基本計画においては、資源の有効利用等の観点から再処理等の原子燃料サイクルの推進が基本的方針とされており、また、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けて中間貯蔵施設等の建設・活用を促進すると明記されております。当社といたしましても、こうした国の方針を踏まえ、原子燃料サイクル事業の中核を担う日本原燃株式会社及びリサイクル燃料貯蔵株式会社の取り組みに最大限協力してまいります。使用済燃料を輸送する船舶については、国が定める基準に基づき、耐座礁・耐衝突構造や浸水対策等の安全確保策が講じられているほか、津波警報等発令時には緊急離岸等の対応がなされることとされております。

第6号議案 定款一部変更の件(5)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 地球温暖化対策

第×条 本社は地球温暖化対策として、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）の世界目標である「再生可能エネルギー設備容量3倍」に貢献する。

提案の理由

2023年11月開催のCOP28では、2030年までにエネルギー効率を2倍、世界の再生可能エネルギーの設備容量を現在の3倍まで増やすことに、日本を含む120カ国以上が合意した。

日本が議長を務めた昨年5月のG7サミットでは「2035年までに電力部門を完全にまたは大部分を脱炭素化する」という合意を再確認した。

自然エネルギー財団は、日本でCO₂の60%削減を実現するには、2035年に電力の80%以上を再生エネに変える必要があり、そのためには2021年度比で3倍を上回る設備容量が必要、としている。**世界目標「再生可能エネルギー設備容量3倍」は日本でも早期実現すべきだ。**

世界が再生エネ時代に本格突入する中、地域や環境と調和する再生エネ電源を供給することは、気候変動緩和に加え、我が社の競争力向上、地域貢献にも繋がる。

原発や石炭火力から卒業する工程を具体的に描き、経営資源を再生エネ及びエネルギー効率の改善に振り向けるべきだ。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、気候変動に対する取り組みとしてCO₂排出量の削減をすすめていくため、2030年度までに国内外で600~700万kW程度の電源の新規開発という目標を掲げ、再生可能エネルギーの主力電源化に注力しております。他方で、当社は低廉な電気の安定供給という電気事業者としての責務を果たすため、太陽光、風力といった発電量の変動が大きい再生可能エネルギーだけでなく、水力、原子力、火力等の他の電源もバランス良く組み合わせる利用することが必要であると考えております。

当社といたしましては、持続可能な社会の実現に向け、再生可能エネルギーの主力電源化に加え、安全の確保を大前提とした原子力発電事業の推進や株式会社JERAを通じたゼロエミッション火力の追求等に取り組んでまいります。

第7号議案 定款一部変更の件(6)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 指名委員会の透明化

第×条 指名委員会は、経営目標のうち、取締役候補者が達成すべき業務目標を、株主が判断しやすいように数値化して公表する。

第×条 指名委員会は、業務目標を達成できる能力を取締役候補者が有しているかの判断材料を、株主に対して公表する。

第×条 指名委員会は、取締役再任候補者が前期間で与えられた業務目標の達成度を数値化して、再任に際しての判断材料として株主に対して公表する。

提案の理由

指名委員の活動は、株主には普段全く見えない。それが窺えるのは株主総会で公表される招集通知での取締役候補者の推薦文言と候補者が有するとされるスキル一覧だけだが、判で押したように、適任と記される。しかし、**適任な者が経営しているのに目標未達が続いている。**

スキルも検証が必須だ。稼働見込みが無い柏崎刈羽原発に1兆円以上の安全対策費用を注ぎ込みながら、株価目標1500円を掲げる取締役が、企業経営スキルを持つと言えるのか？ 法律スキルを有する取締役は、「親身親切な賠償」「3つの誓い」と反する発言を我が社代理人弁護士が賠償訴訟にて連発し、被害者を傷付けている状況をご存じか？

我々株主も**目標未達慣れ**や**“誰が経営しても同じ”**という**思考停止を猛省**し、取締役を評価すべきだ。これは、無配と株価低迷で苦しむ株主や10兆円を超える公的負担をしている納税者への礼儀であり、**魂を入れて取り組むべき義務**だ。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

指名委員会等設置会社として業務の執行と監督を分離している当社においては、会社法に基づき、執行役が業務を執行し、取締役は執行役の業務執行を監督する立場にあります。こうした前提のもとで指名委員会は、選任方針に則り、福島への責任の貫徹や当社グループの企業価値向上に向けた経営改革等を主導するにふさわしい人格、識見、能力を有しているか、また、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で取締役会が構成されているか、などを総合的に勘案し、取締役候補者の選任を行っております。当社は、取締役候補者の選任方針・手続及び各候補者に特に期待する分野を株主総会参考書類において開示しており、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件(7)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 訴訟の代理人選定

第×条 訴訟の代理人選定に基準を設け公表する。

第×条 代理人にもコンプライアンスを順守させる。

第×条 訴訟において、被害者をおとしめる言動をした代理人及び事務所とは契約を解除する。

提案の理由

我が社は、企業倫理遵守を高らかに掲げ、「①何よりも人を大切にする②皆様から信頼される③お互いが敬意を払う」としている。

福島原発事故の被害者が各地で約30件の訴訟を起こし、我が社は加害企業として責任を認定され敗訴している。それにもかかわらず、我が社の代理人は、被害者に「そんなにお金が欲しいのか!」「離婚したのは原発事故前に原因があるのではないか」などと誹謗し、被害者をおとしめている。更に被害者が匿名で投稿しているSNSのアカウントを暴き、「〇〇さんは楽しそうに暮らしていますよね」と被害者がコミュニケーションを取る数少ない手段さえ奪う悪辣な弁論を展開している。

我が社は加害企業として被害者に謝罪すべき立場であり、**被害者を二重三重に苦しめることは許されない**。このような**品性のない代理人は即刻契約を解除し**、事故直後の約束通り、被害者に寄り添う企業として、**代理人の選定に責任を持つべき**である。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、訴訟代理人については、個別の訴訟の内容等を踏まえて選任しており、訴訟代理人は必要な範囲で主張・立証を行うなど、各案件に真摯に対応しております。当社といたしましては、「3つの誓い」として掲げた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」を徹底するとともに、被害者の方々の個別のご事情をより丁寧に伺いしながらきめ細かく真摯に対応し、迅速かつ適切な賠償を実施してまいります。

第9号議案 定款一部変更の件(8)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 報酬等の個別開示

第×条 個々の取締役及び執行役の報酬・賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財務上の利益は遅滞なく公表する。

提案の理由

役員報酬の個別開示の議案は、**4年連続で株主10%以上の賛成を頂き、5年目の提案となる**。過半数の株は国所有という中での4年連続10%以上は相当の重みだ。株主が取締役の指名・解任を行うために、委任内容と報酬が見合っているか個別に判断する必要がある、個別開示に賛成の株主が多いのではないか？ 欧米並みに報酬について透明化されれば、より多くの投資家、さらには海外の投資家にも目を向けてもらえるのではないかと

そもそも**ガバナンス不足も毎年指摘してきた**ところである。今年も2月7日、福島第一原発汚染水浄化装置から1.5トンも汚染水が漏れ出す事故を起こし、経産大臣から直接に小早川社長へ経営陣の猛省を指導される始末である。

職責の重さを自覚してもらうためにも、投資にふさわしい会社に脱皮するためにも個別開示が必要だ。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

取締役及び執行役に支給した報酬等につきましては、事業報告及び有価証券報告書において、法令等に基づき、基本報酬及び業績連動報酬の区分ごとに、取締役・執行役・社外取締役それぞれの総額及び員数を開示しており、経営に係るコストの開示として十分であると考えていることから、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお、指名委員会等設置会社である当社においては、社外取締役で構成される報酬委員会が、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めるとともに、当該方針に基づき取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

株主提案 (第10号議案及び第11号議案)

第10号議案及び第11号議案は、株主からのご提案によるものであります。
なお、提案株主（1名）の議決権の数は、426,767個であります。

第10号議案 定款一部変更の件 (9)

議案内容

定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第7章 電力価格の高騰抑制・安定供給の確保・再生可能エネルギーの活用促進
(電力価格の高騰抑制)

第40条 電力価格の高騰抑制に向け、次の取組に最大限努めることとする。

- (1) 様々なコスト縮減を含めた不断の経営改革
- (2) 省エネや効率的な電気の使用の推進による利用者負担軽減の促進

提案の理由

電力エネルギーは国民生活及び事業活動の基盤であり、日々利用する電気の安定供給を行うとともに、その価格の上昇を抑える努力は不可欠である。

そのため、燃料価格の上昇や円安の進行等が電気料金に及ぼす影響を最小限に抑え、内部努力の徹底を含め様々なコストの縮減による不断の経営改革を引き続き進めていく必要がある。

また、利用者負担の軽減に向け、住民や事業者等に対し、日頃から電力需給の状況を分かりやすく開示するとともに、省エネ・節電行動につながる情報発信や多様なメニューを提供すること等により、省エネや効率的な電気の使用を更に促進すべきである。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社グループは、低廉な電気の安定供給という電気事業者としての責務を果たすため、火力電源のみならず、水力・再生可能エネルギー電源や卸電力市場を通じた取引等をバランス良く組み合わせて利用することで調達費用の低減をはかるとともに、カイゼンを基軸とした生産性倍増の取り組みをはじめとする徹底した経営合理化に取り組んできております。加えて、燃料価格の変動を背景とする安定した電気料金プランへのお客さまのニーズの高まりを受けて、卸電力市場におけるスポット市場価格の変動の影響を受けない「市場調整ゼロプラン」を新設するなど、電気料金プランの多様化にも取り組んでおります。

また、日々の電力使用の状況や見通しについてホームページを通じた分かりやすい開示に努めるとともに、お客さまのご負担の軽減に向けては、「TEPCO省エネプログラム」等の施策を推進するほか、省エネ・節電に関する各種情報をSNS等も活用して発信しております。

当社といたしましては、引き続き、発電事業、送配電事業、小売電気事業のそれぞれの分野において、グループ一丸となって低廉な電気の安定供給に向けた役割を最大限果たしてまいります。

第11号議案 定款一部変更の件 (10)

議案内容

第7章に以下の条文を追加する。

(電力需給の安定化・再生可能エネルギーの活用促進)

第41条 電力需給の安定化と脱炭素社会の実現に向け、次の取組に最大限努めることとする。

- (1) 迅速かつ経済的な再生可能エネルギーの導入拡大
- (2) 再エネ電力の出力制御抑制につながる優先的な系統利用や需要シフトの促進
- (3) 国と連携した系統整備への積極的な取組の実施

提案の理由

電力の安定供給に向け、エネルギー価格の高騰など構造的な問題に対応するためには、化石燃料への依存から脱却し、エネルギー安全保障の確立と脱炭素化の推進が重要となることから、太陽光や洋上風力等再生可能エネルギー発電の導入拡大を最大限進めていく必要がある。

また、再エネの普及拡大に伴い、再エネに係る電気の出力制御が、東京電力管内を除く全国で実施されている。今後の再エネの電源及び利用の最大化に向け、供給面の対策として、再エネの優先接続及び優先給電による系統利用を関係機関等と連携し、徹底する必要がある。また、需要面においては、デマンドレスポンス等により住民や事業者等に対する供給に合わせた需要シフトの促進が必須である。

加えて、発電した再エネを無駄なく最大限利用できるよう、国と連携し、地域間連系線や、島しょ部をはじめ東京電力管内の再エネポテンシャルに対応可能な系統の増強等を早期に進めなければならない。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社グループにおいて、再生可能エネルギー発電事業を担う東京電力リニューアブルパワー株式会社は、洋上風力発電事業の拡大など、再生可能エネルギーの主力電源化に注力しております。また、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限すすめていくため、電力系統の運用を担う東京電力パワーグリッド株式会社は、法令等に基づく優先給電のルールによる出力制御や、既存系統の空き容量を有効活用する「コネクト&マネージ」の運用を実施することとしているほか、広域連系系統に関する電力広域的運営推進機関の議論を踏まえて地域間連系線の増強等に取り組んでおります。加えて、需要面に関しては、小売電気事業を担う東京電力エナジーパートナー株式会社において、家庭用分野と法人分野のそれぞれにおいてデマンドレスポンスを推進しており、需要の削減のみならず、創出・シフトにつながるお客さまの行動変容を促すための新たな電気料金メニューやサービスの提供についても検討をすすめております。

以 上

メ モ

株主総会会場ご案内図

会場

東京ガーデンシアター 東京都江東区有明二丁目1番6号

交通のご案内

■ ゆりかもめ 有明駅 出口2Bから徒歩4分

■ ゆりかもめ 有明テニスの森駅 出口2Aから徒歩5分

■ りんかい線 国際展示場駅 出口Aから徒歩7分

〈ご参考〉 ■ 都営バス 海01 (KM01), 都05-2又は東16 有明二丁目バス停 下車



お願い:お車でのご来場はご遠慮願います。

東京電力ホールディングス株式会社

ホームページ <https://www.tepcoco.jp/>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。